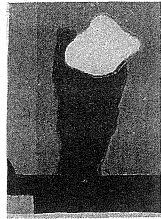


文化庁月報



1987-6

No. 225

【表紙】

刀

高橋貞次
昭和41年制作

・解説は30ページ

題字デザイン・桑山弥三郎

カット・林美紀子

もくじ

巻頭随想

文化財保護の思い出と希望 福山 敏男 4

特集：文化財建造物の修理と復原

社寺建築等の復原 元田長次郎 6

近代建築の修理 飯田喜四郎 8

西欧における文化財建造物の修理 羽生 修二 10
—フランスを中心として—

解説
建造物修理の事例 建造物課 12

—都道府県のページ—

我が県の文化行政③

明日をひらく人づくり 栃木県 16
“心のふれ合いを求めて”

特色ある博物館・美術館紹介②

魅力ある美術館にするために 福岡市美術館 19

都道府県月間行事予定 6月 23

文化行政質問箱③

著作権 3 24

—文化庁だより—

文化庁ニュース

- ・昭和62年春の褒章受章者決まる 25
- ・昭和62年春の勲章受章者決まる 25
- ・第2回国民文化祭・熊本 文芸大会・美術展の作品募集// 26
- ・昭和62年度こども芸術劇場公演について 27
- ・昭和62年度青少年芸術劇場公演について 28

・文化庁行事報告及び予定……………30

・国立劇場ニュース……………31

社寺建築等の復原



元田長次郎

現状変更の意味

文化財保護の目的は、歴史の象徴となる遺跡、遺構、遺物等を永遠に残そうとすることが第一の目的であることはいまでもない。現状変更とは、それらの文化遺産が恣意的に変形、改造されることを防止する目的のために規定された法律用語である。

現状変更の規制が法律上明文化したのは、昭和四年施行の国宝保存法をもって嚆矢とするが、それ以前の明治三十年施行の古社寺保存法時代も修理の際の設計変更として古社寺保存会に諮詢、審議され、その可否は内務大臣によって決定された。従って、古社寺保存法時代から現状変更の規制は事実上行われていたとみてよい。

本題の建造物の場合と、美術工芸品等の場合、また、史跡名勝天然記念物の場合とは、

現状変更に対する考え方にかなりの相違があるのは、対象の違いと歴史観や造形的価値観にそれぞれの立場の違いがあるからに外ならない。

一般の建築は、社会の要請、建築主の希望、材料・構造・工法の進歩や経済効率の良否等の各条件を満足するように設計され、建設されるのが一般的傾向である。即ち、最初から耐用年限が考慮されているのである。従って、それらの建築が時間の経過とともに時代に適合しなくなれば、在来、の建物を取り壊し、より時代の要求に適応した建物を新築すればよいのであって、それが時代の流れに沿うものである。

これに反し、文化財の建造物はこの大勢に逆らうものであって、取り壊しは勿論のこと、単に使用勝手が悪いという理由によって、また、構造的に脆弱であるからといって、建て

保存のための必要欠くべからざる対応手段であるから、現状変更として取り扱われているにある。

問題は、解体修理等の根本修理の際に建立当初の形態に復原することの可否にある。

建造物の場合、建立当初の形態に復原することは、その建物のオリジナルな状態を再現することであって、例えば、奈良時代の建物の場合、奈良時代の遺構としての価値を認め指定されたといえるであろう。その一例として、新薬師寺本堂の明治修理の際に、正面に附設されていた鎌倉時代の庇を撤去して、完全な奈良時代建立時への復原が行われた。

次に、後世の修理や改造によって原形を損じているにしても、後世のかかる行為そのものが、何らかの必要に応じて行われたものであり、その建物の歴史的事実を示すものとして保存すべきではないかという意見がある。

即ち現状凍結の考え方である。確かにそのような場合もあり得る。例えば、法隆寺東院夢殿は奈良時代の建物であるが、鎌倉時代に柱の下部を切り詰め、組物を重加し、軒の出をのばし、屋根の勾配を急にするなどの大改造が加えられているが、昭和初年の修理の際にそれらをそのままにして現状修理が行われた。それは、鎌倉時代の修理改造が計画的かつ秀抜で、現状でも均整のとれた美しい建物とし

替えることや、構造を根本的に変更することはゆるされない。その理由は、存在価値が一般建築と根本的に異なるからに外ならないからであり、現代建築を規制する建築基準法の第三条によって適用が除外されている所以である。

古社寺保存法の時代は、法律の名称からも明らかのように、保存の対象は社寺の建築で、明治初年の急激な国家体制の確立、廃仏毀釈とそれに対する反省から立法されたものであって、時代の背景を如実に示している。

昭和四年、国宝保存法施行に伴って、社寺有のもの他に公共有、個人有のものまで保存の手がのび、建造物では城郭建築や少数ではあるが、住宅建築や茶室までがその対象となり、その後、昭和二十五年に文化財保護法が施行され、同三、四十年代に入ってから一般民家建築や明治洋風建築まで指定の領域が広まった。

社寺建築は宗教建築であり、モニュメントとしての性格が甚だ濃厚で、建立当初から永久保存を念願として建築されたが、民家は日常生活のためのものであり、通常現在のお住人が居住しており、生活態様の变化、家族構成の变化が常に付きまとう建物である。明治洋風建築ともなると、ほとんど公共有であり、公開活用が保存の前提条件となっている場合が多い。従って、これら建造物の種類別によ

て価値あるものと認められたからである。このような事例は比較的少なく、多くの場合、後世の修理、改造はそのつど姑息的なことが多く、建立時より造形的価値を損じていることが大半である。

それに加えて、技術的なことであるが、木造建築であるために、どうしても根継や埋木、矧木さらに新材取替等によって、当初の痕跡が湮滅してしまうおそれが大きいので、根本修理の際に思い切って復原しておくべきであるという考え方がある。これは修理に携わる者の良心ともいえるべきものである。

このように、社寺建築の根本修理の際には、原則として当初の形態への復原が最も意義あるものと考えられ実行されてきた。



以上、社寺建築を中心として修理と復原の問題を考察してきたが、実際に当たっては、復原資料が一〇〇%揃うことは先ず有り得ないので、資料不足の部分は、同時代の同種建物の類似例に準拠するなどの方法によっている。

建造物の復原はケースバイケースであるが、当初復原という積極的な現状変更が大半を占めていることは特記すべきことと思われる。(財文化財建造物保存技術協会常務理事、元文化庁建造物課主任文化財調査官)

って現状変更規制の限界や内容が多少異なってくるのはやむを得ないことである。それは法律の運用上の問題であり、行政的な配慮が加味される結果である。

本稿では、法律の原点に立脚して、主として社寺建築の現状変更について考えてみたい。

建造物の現状変更の特性

一般に、文化財の現状を変更することは、歴史資料の破壊を招来し、本来好ましくない行為であるから、使用上の便宜等を理由とするものは厳に規制すべきで、明治以来その方針に変わりはない。

さて、建造物の現状変更には美術工芸品等と異なる特性がいくつかある。

その一は、建造物は不動産であって、建立された土地と歴史的、地理的に不離密接な関係があるので、他の地に移築することは現状変更に該当するものとして取り扱われている。

第二に修理に伴う復原の問題がある。

先ず修理についてであるが、通常建造物は野外に構築される構造物であるから、時間の経過とともに破損し、修理を加えなければ維持できなくなり、遂にはそのもの自体が消滅してしまう運命にある。これは、日本建築の主流が木造建築であり、しかも櫛式構造であるからである。根本修理の場合、修理行為自体が現状変更ともいえるのであるが、修理は

近代建築の修理



飯田喜四郎

幕末・明治初期から第二次大戦までに欧米を範として造られたわが国の洋風建築は、火災・地震・戦災等により、また戦後の高度経済成長期の建設ブームによって大多数が姿を消した。現存するもののうち、とくに重要な百十六棟の洋風建築は重要文化財として国に保護されている（昭和六十二年三月現在）。

構造別にみると洋風建築は木造、煉瓦や石を主材料とする組積造（鉄骨や鉄筋コンクリートで補強したものを含む）と鉄筋コンクリート造（鉄骨と組合わせたものを含む）に分けられるが、ここでは木造以外のものについて感想をのべておく。

組積造

地中海沿岸を除けば森林に覆われていた西欧は木造建築が主流であったが、大都市で木造が姿を消したのは十七・十八世紀からで、木材の高騰と防火上の制限によるといわれる。

度重なる火災に見舞われながらわが国の防火建築が盗屋造、土蔵造の域を出なかったのは、不利な気候条件のほかに地震が最大の障害であったと思われる。

わが国で組積造建築が本格的に造られたのは明治五年の大火後、防火と景観整備を兼ねて計画された銀座煉瓦街（十年完成）で、この工事を契機として煉瓦とセメントの工業的生産が開始された。全線開通したばかりの東海道線で長良川鉄橋の墜落、多数の織物工場の崩壊等の被害をもたらした濃尾地震（明治二十四年）は、組積造建築における基礎工事の重要さを一層認識させ、控壁や鉄材で壁体を強化する工法を発達させた。

関東大震災（大正十二年）では、旧内閣文庫事務棟（明治四十四年、皇居三の丸、二階建、昭和五十九年解体）のように、適切に補強された低層の建物はほとんど被害をうけなかったが、当時の組積造は一般に最上階の壁体頂部の補強が不十分であったため、その他

十一年）はその例で、外壁を残して全焼したため内部を再建された（同四十四年）。

とくに壁を厚く、柱を太く造らなくても大きな荷重を支持でき、大空間を経済的に覆える不燃の材料として登場したのが鉄材で、わが国でも明治中期には鉄骨煉瓦造三階建の工場が建設されており、鉄骨は組積造の補強材として普及した。鉄筋コンクリート構造は鉄骨よりやや遅れて導入されたが、これは骨組だけではなく、壁、床を含めて建物全体を一体的に堅固に造れるうえに、鉄骨よりも火災に強い。関東大震災で耐震性を実証したこの構造は、全国の大規模な建物で採用された。

最初のアイデアを生み、実用化の道を開いたフランスでは、この構造の耐震性はわが国のようなメリットではなく、防火性も組積造で一応達成されていた。鉄筋コンクリート造の集合住宅はすでに明治三十六年にパリに建てられ、この構造の特性をいかした大規模な建物や造型的に秀れた作品も造られた。しかしフランス鉄筋コンクリート造が大量に建設されたのは、第二次大戦後の住宅不足を短期間に経済的に解決するためであった。

この大量建設を通じて鉄筋コンクリート造は耐久的で経済的な建築として評価され、重要文化財建造物の修理にも使用され始めた。そして現在では、鉄筋コンクリート建築の父と呼ばれるベレの設計したル・ランシの教会堂（大正十一年）、近代主義建築の代表者ル・コルビュジェのサヴォワ邸（昭和六年、いず

れもパリ近郊）のような初期の作品だけではなく、戦後の打放し鉄筋コンクリート造建築も重要文化財に指定されている。

コンクリートの中性化

石灰コンクリート中の水酸化カルシウムは、空気中の炭酸ガスと結合して炭酸カルシウム（石灰岩の主成分）に変わる。この変化は長時間かかるが、組積造はすべての荷重を圧縮力として支持する構造なので、炭酸カルシウムに変化しなくても、乾燥した石灰コンクリートは圧縮力を支持できる。

現在のコンクリートも強アルカリ性の水酸化カルシウムを含んでいるが、これはその他のカルシウム成分と共に、長時間のうちに空気中の炭酸ガスと結合して中性の炭酸カルシウムに変わって安定する。この中性化はコンクリートの強度を低下させるものではないが、鉄筋コンクリート中の鉄筋は、コンクリートの強アルカリ性によって酸化から守られているので、中性化は重大な問題である。

古いコンクリートは一般に必要以上に大量の水を用いて練られているので、現在のコンクリートよりも中性化の速度が早く、前記の旧名古屋控訴院庁舎では、二・三階の床と梁は四・八cmの深さまで中性化していた。しかしコンクリートが中性化しても鉄筋は酸性ガスを含む空気によれる量が少ないので、急激に腐蝕するわけではなく、またわが国では鉄筋コンクリート造建築も比較的短期間のうち

の構造の建築物よりもはるかに大きな被害をうけた。

現在、修復中の旧名古屋控訴院庁舎は、この震災の前年に竣工した煉瓦造三階建・延べ約七、〇〇〇㎡の庁舎である。大階段室以外は間仕切の多い堅固な建物で、二・三階の床は鉄筋コンクリート造だが、ここでも壁の頂部は煉瓦を積み放したままであった。そこで頂部を鉄骨で補強し、部分的には約一・二m間隔で長さ一・五m・直径十六mmの鉄筋を頂部から壁の中に垂直に挿入し、樹脂で固定して壁を強化した。

鉄筋コンクリート造

西欧では十八世紀まで、石灰を凝固材とするモルタル、コンクリートが使用されていた。石灰モルタル、石灰コンクリートは硬化が著しく遅く、また水中では凝固しない。この短所を改良したのが十九世紀前半に発明されたセメントで、このセメントを用いたコンクリートを鉄で補強するというアイデアは、十九世紀中期のフランスで生まれ、二十世紀初めには建設材料として実用化された。

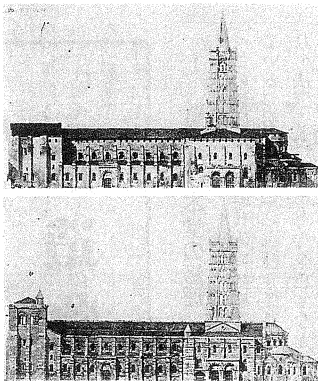
組積造建築では湿気の多い地下室や一階は石造天井とする。石造天井は耐火的で、大きな荷重を支持できるが、壁や柱をとくに丈夫に造らねばならない。そこでこの建築では一般に二階以上の天井は木造とするので、内部からの火災に弱い。ボイラ室だけを石造天井とした煉瓦造三階建の旧北海道庁舎（明治二

に改築されるので、中性化は重大な事故につながらない。しかし文化財として後世に伝える建築物では事情が変わる。

前記のル・ランシの教会堂で最近、実験的に行われた部分修理工事の報告によれば、外壁のクラウストラ（ガラス嵌めの鉄筋コンクリート製の格子）は内部まで中性化して修理不能のため、鉄筋をステンレス鋼に替えて全面的に改築した。また断面積が七五％以下に減った構造体の鉄筋は切り取って新しい鉄筋に交換し、コンクリートの表面を防水処理したが、厚さ四cmしかない曲面屋根は全面的に改築せざるをえないという。

フランスでは「コンクリートは言われたほどに防水的ではなく、鉄筋は腐蝕する。コンクリートの理想的イメージは崩れ始めた」という声が聞かれる。秀れた建築材料である木材をもつわが国も、耐震耐火を要求される大規模建築には、木造以外の構造に頼らざるをえない。豊富に原料があるコンクリートはわが国の大規模建築に適した材料である。このコンクリートの中性化がその安定化現象である以上、中性化しても、腐蝕しない材料でコンクリートを補強するのが自然であろう。これは洋風建築の保存のためだけではなく、自然破壊につながるコンクリートの浪費を防ぎ、文化としての建築の姿を回復する方向に思われる。

（名古屋大学教授。文化財保護審議会第二専門調査会委員）



ヴィオレ・ル・デュクによるサン・セルナン教会の修理計画(上が修理前、下が修理後)

西欧における

文化財建造物の修理

— フランスを中心として —



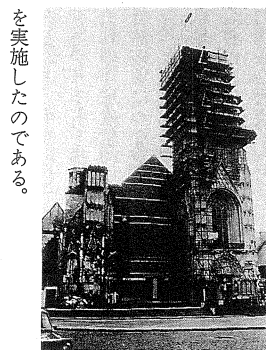
羽生 修二

文化財の保存は、歴史の流れと密接な関わりをもちながら今日まで変化してきた。保護対象となる文化財建造物も時代の変化と共に範囲を拡張、最近では民家や町並みさらに近代の新しい技術と材料を用いた建築家の作品までが国の文化財として保護されるようになっていく。

こうした状況のなかで文化財建造物修理の理論と実践は、その都度柔軟な態度で対応していかなければならなかったはずである。西欧の文化財保存事業において、つねに先駆的役割を果たしてきたフランスは、まさにその代表だといえよう。大革命のヴァンドリスムが中世の建築と彫刻を到る所で破壊した結果、文化財保護が行政的かつ技術的に本格化することとなり、また第二次大戦の空襲で廃墟に化した教会堂や町並みを復興することによって修理技術が急激な進歩を遂げたのである。ここでは、西欧の文化財建造物修理が歴史の流れのなかで、いかに変革してきたのか、

第二次大戦後の復興

ノルマンディー上陸作戦による大爆撃は、数多くの文化財建造物を瓦礫の山に化した。戦争によって意気消沈した国民を奮い立たせ平和の再来を意識させるためには、こうした廃墟化した建物、とくに教会堂を修理し、かつての輝きを早急に取り戻すことが必要だった。歴史的記念物主任建築家フロドウヴォー氏が担当したサン・ローのノートル・ダム教会堂は、その代表例といえる。そこでは歴史的価値だけを重視した復原主義的修理を行うのではなく、精神的打撃にうちひしがれた人々に荘厳なミサを授けるのに相応しい宗教空間を蘇えらせることが必要だった。主任建築家は、それゆえ復原不可能な部分については鉄筋コンクリートの現代感覚に溢れるデザインを施し、今日の要求に答える再建的修理



サン・ローのノートル・ダム教会堂の現状

を実施したのである。

こうした戦災復興の象徴としての文化財建造物修理は、十九世紀以来の復原を中心とした修理方針を大きく転換させることになった。つまり出来る限り当初の様式に統一し、建設当初と見分けのつかない程に復原し、復原できない箇所は模倣によって補う修理方法から模倣を排除し、現代の技術とデザインを駆使して二十世紀の修理であることを後世の人々が判別できるように、また現代の使用に耐えられるような修理計画をたてる方向に転換したのである。これは、今日の修理の国際的指針である「ヴェニス憲章」で謳われた修理方針と相通じる所があり、注目できよう。

鉄筋コンクリート造の修理

十九世紀後半に全世界に旋風を巻き起こして出現した鉄筋コンクリート造建築は、百年の歳月を待たずして保存修理の必要性が叫ばれた。文化財建造物として保護措置の講じられる件数が年々増大しているなかで、それをいかに修理すべきかという問題は、今や国際

的なものになり始めている。

こうした中で世界中が注目しているのが、ル・ランシーのノートル・ダム教会堂の修理である。オーギュスト・ペレの傑作として有名なこの作品は、一九二三年に竣工してからわずか五十年あまりで修理が施される運命となった。もともと損傷が著しい箇所は、この建築の美しさを際立たせる壁面の幾何学的ユニット、クロストラだった。一九八〇年より開始された修理工事は、ブレイキャスト・コンクリートでできているクロストラの交換、酸化した鉄筋の補強、エポキシ樹脂の使用によるコンクリートの補修を中心に進められ、今日ではひとまず完了している。しかし、柱やヴォールト天井のような主構造に関わる修理が実施される際、いかなる理論と方法で行われるべきかまだまだ問題は多い。従来の石造または木造の文化財建造物に対するものとは

十九世紀の修理の訂正

フランス大革命による人為的破壊の洗礼を受けた中世建築は、群衆の興奮が鎮るに従って、再びその価値が認められ、極めてエネルギーを要する修理工事が開始された。そんな中で頭角をあらわしたのが、ヴィオレ・ル・デュク（一八一四—七九）である。彼は、ヴェズレーのラ・マドレーヌ教会堂の修理を手始めに次々と主要な文化財建造物の修理を精力的に手がけ、ヨーロッパ中の文化財保護事業に多大な影響を及ぼすことになる。

ところが彼の修理は、一方で独断的な様式統一を強要し、文化財建造物の歴史的価値をゆがめてしまったことも事実だった。それは大革命のヴァンドリスム以上に非難されるべき行為であると訴える人々も多数いる。そのため、ヴィオレ・ル・デュクを代表とする十九世紀の修理に対する見直しが盛んに議論されるようになった。一九八〇年トウルーズで開催されたイコモス・フランス支部総会はヴィオレ・ル・デュク没後百周年を記念して「修理を修理する」というテーマを掲げ、活発な議論が交わされた。その中でもヴィオレ・ル・デュクが修理したサン・セルナン教会堂の主任建築家イヴ・ボワレ氏の発表は大きな話題を呼んだ。つまりボワレ氏はヴィオレ・ル・デュクの修理の誤りを指摘し、十九世紀の修理以前の姿にもどす計画を発表したので

ある。ヴィオレ・ル・デュクによって交換された石材には、大きな欠陥のあることが判明し、そのために建物全体を損傷させる危険があったからである。だがボワレ氏の提案は、材料の問題だけにとどまらず、建物の形態にまで関わる修理計画を含んでおり、もし委員会承認が得られたならば実現する可能性もある。こうした前世紀の修理を訂正することが、これからのたびに行われた時、文化財建造物の修理は再び困難な問題を抱えることになるかも知れない。つまり誰々の修理を歴史的事実として残すべきか、あるいは、その誤りを公表して訂正すべきかという。

フランスにおける文化財建造物修理の流れと今日の問題について概観してきたが、ここで気づくのは、修理の方針が時代の変化や対象物に従って変わってきていること、そして古建築を文化財として過去の檻に封じ込めるだけではなく新しい時代の要請に答えながら活用しようとしてきたことである。昨年末に十九世紀の鉄骨造駅舎の傑作であるオルセー駅が「十九世紀美術館」として再生し、世界の注目を浴びているニュースを聞くと、フランスの文化財保護事業が省庁間の枠を越えてまた偉大なる成果をもたらしたなと心から拍手を送りたい気分である。

（東京都立大学建築史研究室）

建造物修理の事例

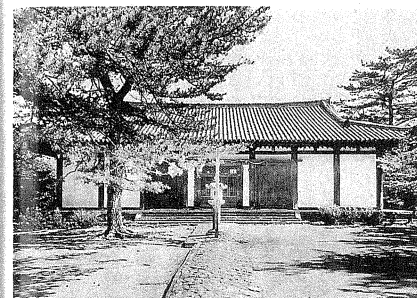
I 新薬師寺本堂の修理

この建物は奈良時代末頃の建立と考えられている。明治三十年に古社寺保存法が制定され、法隆寺金堂や中尊寺金色堂などとともに第一回に特別保護建造物に指定された建物である。現在国宝。

桁行七間、梁間五間、入母屋造本瓦葺の建物で、基壇上に建つ。内部は中央に円形の須弥壇を構え、周囲は瓦四半敷とする。天井がなく垂木をそのままさせた化粧屋根裏である。須弥壇上に本尊薬師如来坐像(国宝)を中心に十二神将立像(国宝)を安置する。

建立後、平安時代末から鎌倉時代初め頃に軸部や組物等および大修理があり、この頃に天井が張られた。その後鎌倉時代末に正面に礼堂が増築された。このほか中世に再三修理が行われ、江戸時代に入ってから修理が加えられたようであるが、詳細については明らかでない。

指定と前後して明治三十年一月から解体修理に着手し、翌三十一年四月に完成した。この修理工事は当時の奈良県技師関野貞(後に東京帝国大学教授)の指導監督のもとに行わ



新薬師寺本堂

れ、後世の修理によって創建当初の旧観を失ったところはなるべく復元する方針がとられた。すなわち、後設の天井と礼堂が撤去され現在みる姿に復旧整備されたものである。この復元の修理に対しては当時も賛否両論あったようである。復元の是非については現在も同様の問題が存在し、各建物の文化財としての価値と後世の改造の意味や仕事の質等を勘案して復元を含めて修理の方針を建物ごとに検討することとしている。新薬師寺本堂の修理は、

古建築の復元に關する初めての論争であり、修理の歴史を考えるうえで大変興味深いものといえよう。

II 法隆寺東院伝法堂の修理

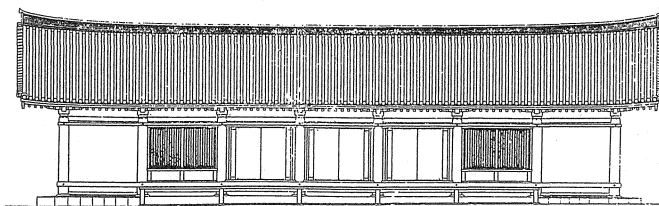
この建物は夢殿の北にある。奈良時代の建立で明治三十三年特別保護建造物に指定され、現在国宝。修理はすぐ南(夢殿との間)に建つ舍利殿及び絵殿(重文)とともに行われ、昭和十三年十一月着工、同十八年三月に完成した。

この修理で特筆すべきことは、柱や梁等の各部材に残る各時代の痕跡をはじめ、釘穴一つ一つに至るまで精密な調査が行われ、改造の経緯を含め歴史的な変遷が建物そのものに残る痕跡から把握された点である。この修理において科学的な調査が確立されたといっても過言でなく、この方法は約半世紀たった現在でもひきつがれているのである。

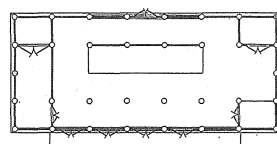
伝法堂は橋夫人の住宅を移建したものと伝える。調査の結果、この建物は建てられた当初は桁行五間で、法隆寺東院へ講堂として移建した際に七間に拡張したことが判明した。

移建後、奈良時代に建てられた建物の多くが同様であるが、鎌倉時代、室町時代、慶長年間に修理があり、柱や虹梁等の取替え、軒廻りの改造、貫の補加及び間仕切の変更が行われた。このうち特に慶長の修理が大きく、全体にわたってかなりの部材を取替え、また、扉や窓などが変更された。

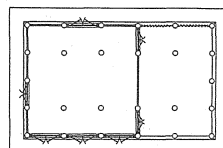
伝法堂竣工正面図



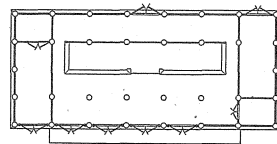
伝法堂平面変遷図



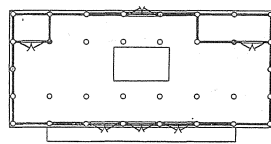
室町時代



前身建物



慶長修理後



法隆寺移建時

(修理工事報告書より転載)

が、鎌倉時代に設けられたとみられる内陣中央三間の壁、室町時代応永二十四年に御興庫のため設けられた東南隅一間を囲う間仕切は残された。このことは仏堂としての修理後の使用上の点を勘案したものであろう。

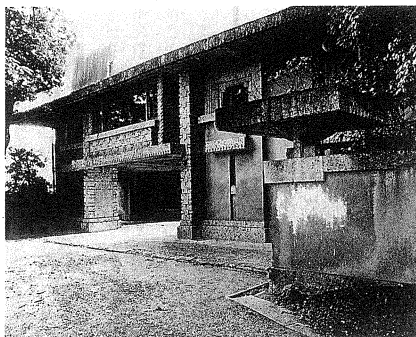
また、昭和初めから解体修理等の根本的な修理に際して修理工事報告書が刊行されるようになり、復元に伴って失われる後世の改造についても記録が残ることとなった。

III 旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎の修理

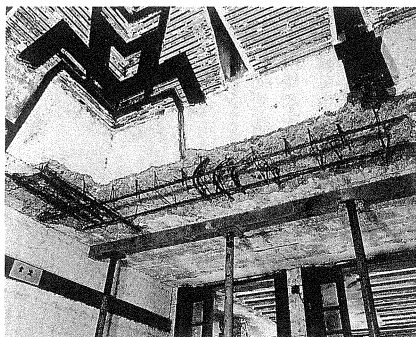
せる奈良時代各部の形式の重要性に鑑み、その復元を実行せんとする所以である。」とある。この方針のもとに外廻りの扉構えと連子窓、軒廻りが移建時の形に復元され、後補の貫と長押が撤去された。また、内部では慶長以降に設けられた仏壇及び間仕切壁が撤去された

修理にあたっては、ほぼ奈良時代移建時の姿に復元する方針がとられた。現状変更説明には「伝法堂が最も大なる改変を受けたのは慶長年間と推定される修理に於てである。然るにこの修理は弥縫的且便宜的にして又旧手法の精神を忘却せるものである。今この判明

この建物は、大正七年に着工し同十一年に竣工したもので、司法省官繕課の技師金刺森太郎が設計監理を担当した。正面中央にドーム屋根の塔屋をのせた三階建の煉瓦造建築であるが、梁や床は鉄筋コンクリート造になり、また、外壁は煉瓦壁の上に煉瓦タイルを張るなど煉瓦造建築の構造技法の変遷を知るうえで貴重な建物である。昭和五十四年に裁判所が移転した後、撤去される運命にあったが、地元の人々の努力によって保存されることとなり、五十九年五月に重要文化財に指定され名古屋市が管理することとなった。指定にあたっては、将来の市の資料館としての再利用のため特に内部意匠の優れている玄関と中央大階段室及び三階の会議室以外の内装は指定から除外された。このような一部分内装を指定から除外した例は大阪府立図書館(現在図書館として使用)や旧近衛師団司令部庁舎



旧山邑家住宅(東側外観)

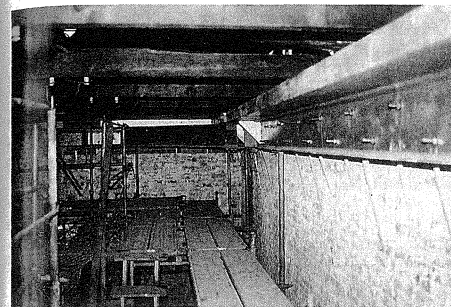


旧山邑家住宅(食堂、南・東側梁 腐食鉄筋取替)
コンクリートを一度削り、鉄筋のサビを落し、防錆塗料を塗ってコンクリートを打ち直す。

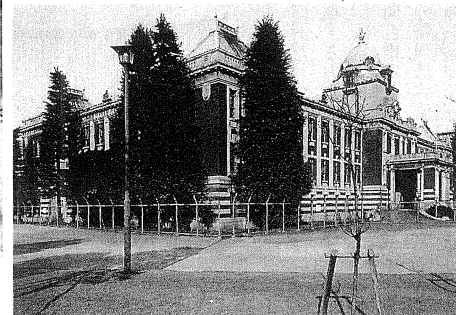
旧山邑家住宅は芦屋川の左岸の海を望む高台にある。南傾斜の地形を利用して四層に建てられた南北約五十メートルほどの鉄筋コンクリート造、陸屋根の建築である。帝國ホテル建築のために来日していたアメリカ人建築家フランク・ロイド・ライトが原設計したもので、ライトが大正十一年に帰国して、またため実際の設計と監理には弟子の遠藤新と南信があたり、大正十二年に着工し、翌十三年二月に上棟(棟札)した建物である。現在重要文化財に指定されている三千二百四十棟(六十二年六月現在)の建造物のうちで、最も新しい建築であり、また、唯一の鉄筋コ

IV 旧山邑家住宅の修理

再利用の方法として注目される修復である。



旧名古屋控訴院等庁舎(南西角屋)
煉瓦壁頂内側に鉄骨を廻し、樹脂アンカーで煉瓦壁と緊結した。



旧名古屋控訴院等庁舎(外観)

(現東京国立近代美術館工芸館)など数例ある。五十九年十月から構造補強の方法や修理方針を策定する目的で調査工事を行い、引きつづいて六十年十二月から四十年計画で屋根葺替や構造補強等の修理工事を実施中である。この建物は余り大きな改造はないが、建築後、戦前に周囲に別館が建設されるのに伴って窓を出入口に改めて渡廊下で繋ぎ、また、中央階段室三階東西の露台に部屋を増築するなどの改造があった。戦時中には階段の鉄製の格子が供出されて木製になった。戦後、裁判制度の改革に伴って名古屋高等裁判所及び地方・簡易裁判所となり、法廷の法壇を低くするなど内部雑作の改造があり、また、外廻りでも一部窓が出入口に改められた。昭和三十四年に伊勢湾台風の被害を受け、翌三十五年にそれまでスレート葺であった屋根を銅板で葺き替えた。

今回の工事に伴う調査によって以上のような建物の変遷が知れたので、屋根をスレート葺に復するなど外観を当初の姿に復原することとなった。内部では、玄関・中央階段室と三階会議室を復原することとした。内装が指定から除かれた他の部屋は一部に各時代の法廷を復原展示を計画するほかは資料館や集会室としての新しい用途に合った内装を整備する予定である。

明治・大正期の煉瓦造建築は壁頂に臥梁がなく煉瓦壁を積み放しとなるため、地震時等の安全性に多かれ少なかれ問題をもつものが大

シクリート造の建築である。

この住宅は建てられてから十年ほどして山邑家から人手に渡り、さらに昭和二十二年以降は株式会社淀川製鋼所の所有となり社長らの住宅や会社の寮として使用されてきた。四十九年に重要文化財に指定されたが、この頃から空家となり建物の傷みが一層進行した。

このため、修理が計画された。まず、昭和五十六年度に修理工事の方針を検討する目的で調査工事が行われた。その結果、壁や床の鉄筋コンクリートの破損状況とその原因、地耐力と建物の沈下の状況、構造上の問題点とその対策、コンクリートの中性化の程度と鉄筋の錆の状況などがほぼ明らかとなった。あわせて建物の歴史的な調査も行われ、建てられた時の姿とその後の改造や修理の経過も知

半である。このため何らかの構造補強が必要となる場合が多い。旧近衛師団司令部庁舎(昭和五十二年修理)では煉瓦壁の内側に鉄筋コンクリート造の壁を新たに設ける補強が行われた。この方法では将来補強のために設けた鉄筋コンクリートが中性化等で耐用年限に達した時にどうするかという問題が出てくる。このため、同志社彰栄館(昭和五十六年修理)では鉄骨と鉄板で補強する方法がとられた。これだと将来鉄筋コンクリートより容易に補強をやり直すことができるという利点があり、煉瓦造の補強に一つの方向を示すものといえる。

旧名古屋控訴院等庁舎の場合、積み放しの煉瓦壁頂の内側に鉄骨を廻して煉瓦壁に樹脂アンカーで固定して地震時の面外破壊に対処することとした。また、壁自体を補強するために壁頂から数メートル穴をあけ、鉄筋を入れてエポキシ樹脂を充填するいわゆる樹脂アンカーの方法を採用した。このほか、床や壁の亀裂にエポキシ樹脂を注入して補強した。中央大階段室廻りでは三階左右の露台に鉄筋コンクリート造のバットレスを設け、合わせて廊下廻りの床を鉄骨で補強することでステンドグラスのヴォールト天井が架かる内部は極力当初のまま残すこととした。

この建物は文化財修理と併行して資料館としての改修工事も行っており、一部各時代の法廷を復原して司法博物館的な性格を持たせる計画である。建物の歴史的価値を生かした

りえた。

この調査工事を踏まえて昭和六十年七月から修理工事に着手した。六十三年八月に完了する計画で工事を進めている。今回の修理工事の主なものとしては、軟弱地盤のため沈下し大きな構造亀裂を生じていた南半の玄関部分(北半は堅固な岩盤上に建つ)をジャッキアップして水平に戻し、下に鉄筋コンクリートの基礎を設けた。また、鉄筋が錆びたために亀裂の入ったコンクリートの壁と床の修理を行った。これは悪くなった部分のコンクリートを一度削り取って鉄筋を出し、まだ使える鉄筋は錆を落して防錆塗料を塗り、錆が大きく断面が不足する鉄筋はその部分を切断して新しい鉄筋を溶接して再びコンクリートを打つ方法で行った。木造の修理の「埋木」と同じ手法である。実施にあたっては川砂を手に入れることや昔ながらの手練りのコンクリートを使うなど現場の苦労があったが、これもこの建物を長く保存していくには欠かせない配慮である。このほか、屋根防水層のやり直しを行った。また、今回の修理を機に、撤去されてしまった屋根廻りの大谷石の飾石を復し、台所の流しや戸棚を当初の形に戻した。各室の照明器具やカーテン、建具と建具に付けられた銅板飾りも復旧する予定である。修理後は文化財として公開されることとなる。

(文化庁文化財保護部建造物課)

編集後記

○すっかり夏らしくなってきました。
○今月は、建造物の修理と復原をテーマとして、元田先生には主に社寺建築について、飯田先生と羽生先生には主に洋風建築についてご執筆いただくとともに、いくつかの修理の事例を紹介しました。

○四月から「我が県の文化行政」特色ある博物館・美術館紹介」シリーズが始まりましたが、各地でその地域の特質にあわせた様々な取り組みがなされていることがおわかりいただけたと思います。

○第二回国民文化祭は、十月開催に向けて準備進行中ですが、26ページでご紹介したとおり、文芸作品、美術作品を広く一般募集します。多数のご応募をよろしく願います。
(S)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 ギョウセイ 営業課
TEL(〇三)六八二二四一(代表)

「文化庁月報」六月号

(通巻第二二五号)

昭和62年6月25日印刷・発行

編集文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

発行所 株式会社 ギョウセイ

本社 山形県山形市中央区根岸7丁目4番12号

営業所 山形県山形市西五軒町52番地

電話(〇三)二六八二四一(代表)

振替口座 東京 九一六二番

印刷所 ㈱行政学会印刷所

定価 一八〇円(送料四五円)
年間購読料 二、一六〇円(送料共)